

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年11月10日開催 主要行等]

1. 事業者支援について

- 感染の落ち着きにより経済活動は徐々に再開されてきたが、事業者の状況については、引き続き、売上の回復スピードは緩やかであるといった、厳しい見方も聞かれている。政府では、まもなく経済対策を策定し、事業者への支援を行っていくが、地域経済と事業者の状況を丁寧に把握し、最適な支援を行っていただきたい。
- 改めて、
 - ・ コロナの影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を徹底すること、
 - ・ 事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を、スピード感をもって進めることをお願いしたい。

2. 還付金詐欺被害の増加について

- 新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、在宅の機会が増えたことに乗じた還付金詐欺などの被害が増加する中、各行において、70歳以上の顧客についてATMにおける振込限度額を設定するなど、被害の拡大防止に向けた取組みを実施しているものと承知。
- しかしながら警察庁の統計によれば、令和3年に入ってから、還付金詐欺の認知件数・被害金額が増加しており、特に60代後半の高齢者を狙った還付金詐欺が急増している。

- こうした犯罪被害の発生を防止するため、前述の被害状況を踏まえた預金者の啓発・注意喚起や、ATM 周辺での携帯電話の利用自粛など、預金者の保護に向けた取組みを引き続き検討・実施いただきたい。

3. 電話転送サービスを悪用した不正送金について

- 通信事業者の提供する電話転送サービスを悪用し、銀行が本人確認のために用いる IVR 認証を不正に利用する手口が確認されている。
- 関係省庁の協力・申入れもあって、現在、複数の通信事業者において、こうした電話転送サービスの悪用防止に向けた検討を進めているところ。
- これまでに確認されてきた不正送金などの手口も踏まえ、例えば、IVR 認証と SMS 認証を併用したセキュリティの高度化を図るなど、いま一度、不正送金の防止に向けた対策の強化を検討いただきたい。

4. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 3 月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を 11 月 5 日に公表した。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関する社内規定について整備いただいているところであるが、金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた相談内容の中には、自筆困難者等からの代筆の依頼を拒否した事例が見られる。
- 現場職員へ代読・代筆の規定等を浸透させるため、障がい者対応研修等の機会を通じて職員の対応力向上に努めていただきたい。また、顧客周知の観点から、支店窓口において代読、代筆、筆談、手話対応を可能とする旨の表示に努めていただきたい。
- また、7 月から「日本財団電話リレーサービス」により公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されたため、当該サービスの活用も検討いただきたい。

○ その他の項目においてもアンケート結果を参考にし、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

(参考) アンケート結果概要 (令和3年3月末時点)

- ・ 視覚障がい者対応 ATM の設置率(全 ATM のうち視覚障がい者に対応している ATM の割合)は、預金取扱金融機関全体で 92.2% (主要行等は 98.8%)
- ・ 代読の手続に関する内規の整備状況は全体で 97.6% (主要行等は 100%)
- ・ 預金取引における代筆手続に関する内規の整備状況は全体で 99.6% (主要行等は 100%)
- ・ 社内研修等の職員の障がい者等対応力向上のための取組を実施している先は全体で 76.6% (主要行等は 100%)
- ・ 窓口において代読・代筆、筆談又は手話対応を可能とする旨の表示を行っている先は全体で 67.3% (主要行等は 100%)
- ・ 聴覚障がい者からの連絡について、電話リレーサービスを用いた連絡に対応している先は全体で 8.9% (主要行等は 100%)

5. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第4回の概要 について

- 10月25日、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第4回会合が開催された。全国銀行協会には、研究会に出席いただいたほか、役員行や融資部会等への事前の意見聴取にも尽力いただいた。
- 事業成長担保権（仮称）は、既存の不動産担保などの実務を否定するものではなく、あくまで事業者支援における追加的な選択肢である。今回、活用のイメージについても具体的なものが示されたので、各金融機関に丁寧に説明をしてまいりたい。
- 今回の議論を踏まえ、「論点整理」の改訂版を作成・公表し、法務省法制審議会担保部会における議論を強力に後押ししていく。今回の「論点整理」は、寄せられた様々な意見を整理して掲載したものであり、具体的な方向性は、今後の議論の中で固められていくことになる。より良い実務の発展に向けて、引き続き、忌憚のない意見をいただきたい。

6. 国内不動産向け与信に関するモニタリング結果について

- 長引くコロナ禍が経済活動に様々な影響を与える中、国内不動産向け与信に関しては、バブル崩壊時やリーマンショック時に多額の与信コストが発生したことも踏まえ、昨年に続けて実態把握を実施した。
- その結果、
 - ・ 各行とも商業・ホテル関連の不動産について厳しい見方をしている一方、物流関連の不動産ではEコマース拡大による底堅い需要増を見込むなど、セクターによって市況認識が異なること、
 - ・ リーマンショック以降、与信先の選別やコベナンツ強化等の与信管理の改善に取り組んできたことから、引き続き与信コストの発生見込みは限定的であること、
 - ・ 各行とも、リスク管理を行いつつも資金需要にはしっかりと対応する方針に変わりないこと

等が確認された。

- 国内不動産向けについては、コロナ禍を契機とした不動産需要の変化に伴うリスクや、主要中銀の金融政策変更による海外からのマネーフローの変化などの不確実性に留意し、十分なリスク管理の下で、適切な金融仲介機能発揮を継続していただきたい。

7. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表等について

- 11月10日、金融庁ウェブサイトにて、9月に続き、「金融事業者リスト」を公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者でリストへの掲載を希望する旨の報告（9月30日期限）があった先のうち、原則の各項目と各金融事業者の取組方針との対応関係が明確であることが確認できた先のみとなる。
- 9月の意見交換会で申し上げたとおり、「金融事業者リスト」の作成は、昨年8月の金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書の提言を踏まえて

いる。金融事業者からの報告内容をみると、取組状況を検証、評価するのに役立つ事例も見受けられる。

- 具体的には、例えば、「顧客にふさわしいサービスの提供（原則6）」におけるアフターフォローなどのサービスに関して、「定期的」や「丁寧」などといった抽象的・主観的な表現ではなく、どのような場合に実施するか・目的・内容等を具体的・定量的に示しているもの、更には、「動機づけの枠組み等（原則7）」について、業績評価の項目として、単に「顧客本位に資する」といった抽象的な説明ではなく、具体的な評価項目を示しているものがある。
- 他方で、引き続き、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと見受けられる先もある。
- 金融庁としては、取組状況のモニタリングも含め、金融事業者と対話を行い、好事例の公表を行う予定である。各金融機関においては、来年に向けて取組方針に基づく取組状況の整理を意識して対応していただきたい。

8. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始され、既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しているところ、各金融機関においても、
 - ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
 - ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくことを検討するなど、本制度を活用いただきたい。

9. マイナンバー告知義務に係る経過措置終了後の取扱いについて

- 証券口座については、税法において、顧客にマイナンバーの告知義務が課されているところ、2016年より前の既存顧客については、2021年末まで告知義務を猶予する経過措置が講じられている。
- この経過措置が終了することとなるが、顧客に対し、引き続き、マイナンバーの告知は法律で定められた義務であることを説明の上、マイナンバーの提供を求めている。
- ただし、経過措置終了後であっても、法令に根拠となる規定がない場合、顧客からのマイナンバーの提供がないことのみをもって手続自体を制約する必要はない。
- 今後、以上の事項に関して、関係業界団体等に対し周知依頼を発出予定であり、対応をお願いしたい。

10. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、11月1日時点のデータによると、交付枚数は5,000万枚弱、人口に対する割合は39.1%まで増加している。カード普及に当たり様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げたい。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2020年11月 → 2021年11月)

交付枚数：約2,777万枚 → 約4,995万枚 (対前年+約80%)

人口に対する交付枚数率：21.8% → 39.1%

- 今般、健康保険証利用の本格運用が始まり、また、マイナポータルで特定検診情報等が閲覧可能となるなど、マイナンバーカード取得のメリットがさらに拡大することを踏まえ、デジタル庁より各業所管省庁に対し、改めてカード普及への協力要請があった。これを受け、金融庁からも金融業界に対し、改めてカードの更なる普及に向けた協力依頼を発出する予定。政府としては、今後とも、カードの機能強化や、更なる普及に向けた取組みを進めていくところ、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

(参考) マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載（技術検証を実施中）
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化（調査研究を実施中）
- ・ マイナポータルなどの UI・UX の最適化

11. 10月開催のG20の成果物について

○ 10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議について、主要な成果である

- ① サステナブルファイナンス、
- ② クロスボーダー送金の改善、
- ③ FATFにおける暗号資産・ステーブルコインを巡る議論及び
- ④ ノンバンク金融仲介

を紹介したい。

《①サステナブルファイナンス》

○ G20傘下に設置されているG20サステナブルファイナンス作業部会(SFWG)が策定した「G20サステナブルファイナンスロードマップ」及び「統合レポート」が承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関するSFWGの今後複数年にわたる作業計画等が示されている。

○ 具体的な項目として、わが国が主張してきたトランジションファイナンス、すなわち、脱炭素化に向け、グリーンかグリーンでないかという二元論でなく、排出削減が難しいセクターの着実な移行を支援する取組みの必要性が広く認識された。今後SFWGがトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定する予定。

○ 今後の課題として、サステナブルファイナンスの対象を気候変動だけでなく、生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20で共通の認識となっている。10月31日に公表されたG20ローマ首脳宣言においては、特に生物多様性などに関する財務情報開示の作業の重要性が認識されてい

る。このほか、COP26 や、生物多様性に関して気候変動と同様に定量的な目標設定などを目指す国際会議（COP15）についても、その議論をぜひフォローしていただきたい。

《②クロスボーダー送金の改善》

- クロスボーダー送金の改善については、費用・速さ・透明性・アクセスの4つの課題の対処に向けた定量目標が承認され、2027 年末までにグローバルな平均送金コストを1%以下に引き下げることを目指す等、野心的な目標となっている。まずは目標のモニタリングに必要なデータの収集方法等について日本銀行や民間決済事業者等と議論を行うなど、実現に向けて公的部門と民間部門の連携を進めてまいりたい。

《③FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論》

- FATF における暗号資産・ステーブルコインを巡る議論については、「2 回目の12 ヶ月レビュー報告書」（21 年7月公表）及び「改訂暗号資産ガイダンス」（21 年10月公表）の2つが公表された。前者の報告書は、特に暗号資産（と暗号資産交換業者）に係る FATF 基準の早期実施を求めている。これを踏まえ、後者のガイダンスは、ステーブルコインが FATF 基準の対象であること等を明記している。したがって、例えば本邦金融機関がステーブルコインを取り扱う場合には、当然、FATF 基準の遵守が必要となり、本報告書及びガイダンスに沿った対応が期待されることとなる。なお、金融庁は、FATF においてこれらを担当するコンタクト・グループの共同議長として作業に貢献した。

《④ノンバンク金融仲介》

- ノンバンク金融仲介（NBF1）については、新型コロナウイルス感染症の拡大による昨年3月の市場の混乱を踏まえ、金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）をはじめとする各基準設定主体において分析作業が進められ、G20 首脳会議に進捗報告書が提出された。関連して、マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する政策オプションを示す最終報告書も公表されている。

《G20/OECD コーポレートガバナンスコードの見直し》

- G20 の財務大臣・中銀総裁及び首脳からは、G20/OECD コーポレートガバナンスコードの見直しへの期待が示された。コロナ後を見据えた経済回復に資する重要な作業であり、今後の企業運営に大きく関係するため、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

12. COP26 の議論・成果物について

- 10月31日から11月12日に開催された COP26（気候変動枠組条約締約国会議）について紹介したい。
- 首脳級、大臣級、様々な会合が開催されたが、特に、11月3日、開催国である英国が「Finance Day」と定め、行われた議論内容について共有したい。各国政府・団体主催の会議が行われ、気候変動問題へ対処するための公的・民間資金の役割について議論された。主な項目は2点あり、
 - ・ 一点目として、IFRS 財団の傘下でサステナビリティ開示の基準を策定予定の国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board）の設置が公表され、日本を含む各国政府や各基準設定主体が歓迎の意を表明した。
 - ・ 二点目として、民間セクターでの取組みとして、マークカーニー前イングランド銀行総裁が議長を務め、日本の金融機関も参加している GFANZ（The Glasgow Financial Alliance for Net Zero）の活動報告も行われた。民間資金の一層の拡大は、新たな産業・社会構造への転換を促すために不可欠なものである。こうした民間部門の取組みについて、引き続き情報をいただけると幸い。
- 今後、COP26 での議論を受けて、2050年ネットゼロに向けた官民の具体的な対策は実装段階に入っていく。金融庁としては、①排出削減が難しいセクターの着実な移行、すなわちトランジションファイナンス、②生物多様性などの気候変動以外のテーマの扱いについて、引き続き、各金融機関と連携して取り組んでまいりたい。

(以上)